○経済産業省令第十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　ガス小売事業
第一節　事業の登録（第六条―第十二条）
第二節　業務（第十三条―第二十条）
第三節　ガス工作物

第一款　技術上の基準への適合等（第二十一条―第二十三条）
第二款　自主的な保安（第二十四条―第三十八条）
第三款　工事計画及び検査（第三十九条―第五十一条）
第三章　ガス導管事業
第一節　一般ガス導管事業
第一款　事業の許可（第五十二条―第六十三条）
第二款　業務（第六十四条―第八十八条）
第三款　ガス工作物
第一目　技術上の基準への適合等（第八十九条―第九十一条）
第二目　自主的な保安（第九十二条―第九十六条）
第三目　工事計画及び検査（第九十七条―第百十条）
第二節　特定ガス導管事業
第一款　事業の届出（第百十一条―第百十七条）
第二款　業務（第百十八条―第百三十条）
第三款　ガス工作物に係る規定の準用（第百三十一条）
第三節　導管の接続に係る努力義務等（第百三十二条―百三十四条）

第四章　ガス製造事業
第一節　事業の届出（第百三十五条―第百三十七条）
第二節　業務（第百三十八条―第百四十七条）
第三節　ガス工作物
第一款　自主的な保安（第百四十八条―第百五十二条）
第二款　工事計画及び検査（第百五十三条―第百六十六条）
第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第百六十七条―第百六十九条）
第六章　あつせん及び仲裁（第百七十条）
第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関
第一節　指定試験機関（第百七十一条―第百八十五条）
第二節　登録ガス工作物検査機関（第百八十六条―第百九十六条）
第八章　雑則（第百九十七条―第二百十九条）
附則

第一条第二項第六号中「、熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Ａ、一二Ａ、六Ａ、五Ｃ、Ｌ一、Ｌ二又はＬ三のいずれかをいう。）内の変更を除く。

以下「熱量変更」という。）を実施した場合」を削り、同項に次の二号を加える。

七　「大口供給」とは、次のいずれにも適合する小売供給をいう。

イ　一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量（二年以上継続するガスの供給を約した場合における一年目の年間のガス供給量にあつては、二年目以降の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上供給するものに相当する量（以下この号及び第四条第一項第四号において「基準量」という。）である場合に限り、一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したものとすることができる。）が、基準量であること。

ロ　イのガスの供給を二年以上行つている場合であつて、ガスの使用者が至近の二年度において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由無く基準量に達しなかつたものでないこと。

八　「特定導管」とは、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、十二Ａ又は十三Ａのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる十二Ａ又は十三Ａのガスグループをいう。以下同じ。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの（当該導管と一体として運用されるものを含む。この号において同じ。）

ロ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えるもの

ニ　一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内における一般ガス導管事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するもの及びイからハまでに掲げるものを除く。）

第二条の二を削る。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条　法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動の範囲とする。

２　法第二条第四項第二号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスの需要の量の変動の範囲とする。

（一般ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第三条　法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するガスを供給する導管

二　特定ガス発生設備において発生させたガスを供給する導管（前号に掲げるものを除く。）

（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第四条　法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管

二　メタンを主成分とするガス（十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管

三　メタンを主成分とするガス（十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管

ロ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ニ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの

四　基準量に達しない量のガスを供給地点において供給する導管

2　次の各号に掲げる導管は、前項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

一　前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管

二　一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内におけるその事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するものを除く。）

第四条の二を削る。

第二章の章名、同章第一節から第三節までの節名、同節第一款から第三款までの款名、同節第四款及び第五款、第三章並びに第四章の章名を削る。

第百二十一条中「第十九条、第十九条の三、第十九条の三の三、第十九条の三の四、第十九条の五、第二十条、第二十二条の二、第二十二条の四、第二十二条の六、第二十三条第二項、第八十六

条、第八十六条の三、第八十六条の三の三、第八十六条の五及び第八十七条」を「第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百三十九条及び第百四十四条」に改める。

第百二十一条を第二百十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申請書等の提出部数等）

第二百十九条　ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。ただし、法第三十五条の許可の申請に係る書類については、正本一通及び写し一通を提出することとする。

２　経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に一部提出しなければならない。

一	法第三十五条の許可の申請	供給区域を管轄する経済産業局長
二	法第三十八条第二項第四号の事項の変更に係る第四十条第一項の許可の申請	
三	法第三十八条第二項第五号の事項の変更に係る第四十一条	

第一項の届出 四　法第四十一条第二項の届出 五　法第四十二条第一項又は第二項の認可の申請 六　法第四十四条第一項の許可又は第二項の認可の申請 七　法第四十八条第一項の認可の申請 八　法第四十八条第六項の届出 九　法第四十八条第九項の届出 十　法第五十六条第一項又は第二項の届出	
十一　法第六十八条第一項、第二項、第七項又は第八項の届出	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

3　経済産業局長及び産業保安監督部長に対し法第百六十八条第二項後段の裁定の申請をしようとする者は、その申請に係る書類を植物の所在地を管轄する経済産業局長に提出することとする。

第百二十条中「第四十七条の二第一項」を「第百七十三条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第百二十条を第二百十七条とする。

第百十九条中「第四十七条第一項」を「第百七十二条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十

四条第二項」に、「様式第七十七」を「様式第九十九」に、「様式第七十八」を「様式第百」に改める。

第百十九条を第二百十六条とする。

第百十八条中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第百十八条を第二百十五条とする。

第百十七条の二中「第五十一条の二第一項」を「第百八十六条第一項」に、「様式第七十六」を「様式第九十八」に改める。

第百十七条の二を第二百十四条とする。

第百十七条第一項中「第五十条第一項」を「第百八十四条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11　議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければな

らない。

第百十七条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「第七項において準用する第百十五条第四項」を「第四項」に、「第七項において準用する同条第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

第百十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

第百十七条を第二百十三条とする。

第百十六条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣又は経済産業局長は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちか

ら、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

第百十六条を第二百十二条とする。

第百十五条を削る。

第百十四条第一項中「第四十七条第四項」を「第百七十二条第四項」に、「様式第七十四」を「様式第九十六」に改め、同条第二項中「第四十七条第八項」を「第百七十二条第八項」に、「様式第七十五」を「様式第九十七」に改める。

第百十四条を第二百十一条とする。

第百十三条の三第一項中「様式第七十」を「様式第九十二」に改め、同条第二項中「様式第七十一」を「様式第九十三」に改め、同条第三項中「様式第七十二」を「様式第九十四」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者（以下この条において「一般ガス事業者等」という。）」を「ガス事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「様式第七十三」を「様式第九十五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「一般ガス事業者等」を「ガス事業者」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第百十三条の三を第二百十条とする。

第百十三条の二の表第一号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第三十六条の二の二第一項（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十三条第一項、法第六十九条第一項（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百二条第一項」に改め、同表第二号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第五十七条」を「第四十九条、第百八条（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条」に、「第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十四条、法第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百四条」に改め、同表第三号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第五十七条」を「第四十九条、第百八条（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条」に、「第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十四条、法第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百四条」に改め、同表第四号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者又は準用事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事

業者又は準用事業者」に、「第三十三条第一項の表第一号及び第二号（第九十七条の八、第九十九条及び第百四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十六条第一項の表第一号及び第二号」に改め、同表第五号を削る。

第百十三条の二を第二百九条とする。

第百十一条から第百十三条までを削る。

第百十条の二中「第六十九条の二」を「第百八十三条」に、「第三十六条の十四」を「第百二十一条」に、「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に改める。

第百十条の二を第二百六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（保安業務規程）

第二百七条　法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の保安業務規程は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について定めるものとする。

ガス小売事業者	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

一般ガス導管事業者	四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項及び第四項の規定による通知並びに同条第六項の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。 六　災害その他非常の場合における関係者との連絡体制の確保、必要な情報の提供その他のガス小売事業者がとるべき措置（消費機器に直接に接続するガス工作物を維持し、及び運用する場合にあつては、通報の受理、出動、安全の確保及び応急措置を含む。）に関すること。 七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項
	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関する

	こと。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項の規定による通知及び同条第六項の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。 六　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の一般ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。 七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項
特定ガス導管事業者	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。

三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。

五　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の特定ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。

六　保安業務についての記録に関すること。

七　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項

第二百八条　法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十の保安業務規程届出書を提出しなければならない。

2　法第百六十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしよう

とする者は、様式第九十一の保安業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第百十条第一項中「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第五号中「結果」を「内容（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）」に改め、同項第六号中「第四十条の二第三項」を「第百五十九条第三項」に、「および」を「及び」に改め、同項第八号中「第四十条の二第二項ただし書」を「第百五十九条第二項ただし書」に改め、同条第二項中「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に、「帳簿は、」を「帳簿は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、」に改める。

第百十条を第二百五条とする。

第百九条の見出しを削り、同条第一項中「前条の規定によらないで消費機器を設置することができる」を「前条の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもつて法第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準とする」に改める。

第百九条を第二百三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（消費機器に関する調査の結果の通知）

第二百四条　法第百五十九条第四項の規定による通知は、同条第二項の調査を実施した日以後遅滞なく、調査の結果（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書面に、法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を添えて行うものとする。

２　法第百五十九条第四項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項に定めるところにより、当該ガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この条において単に「ガス導管事業者」という。）の承諾を得て、前項の規定により通知すべきものを電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該ガス小売事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

３　ガス小売事業者は、前項の規定により通知しようとするときは、あらかじめ、ガス導管事業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

４　ガス小売事業者は、第一項又は第二項の規定により、ガス導管事業者に対し、調査の結果を通知するに当たつては、当該調査の結果に加えて、ガス導管事業者が法第百五十九条第五項の業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第百八条中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条第八号及び第九号中

「に定める」を「のうち」に改め、同条第十号イ中「に定める」を「のうち」に改め、同号ロ中「に定める」を「のうち」に改め、「十一月」を削り、「件）」を「件）第一条」に、「リ」を「リまで」に改める。

第百八条を第二百二条とする。

第百七条第一項中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同項第一号中「ごとに」を「ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で」に改め、「四十月に一回以上」を削り、同号の表を次のように改める。

消費機器の種類	調査の頻度	調査を行う事項
イ　ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上	1　屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、第二百二条第一号、第二号イ（1）から（4）まで及びロ（1）（イ（1）及び（4）に係る部分に限る。）、第三号ハ、第五号、第六号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に関する事項 2　屋外に設置されている燃焼器に係

のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇		
ロ （一）　建物区分のうち特定地下街等に設置さ	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上	
るものであつてその排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するものにあつては、第二百二条第七号イ及びロ（第二号イ（1）（屋内に設置されている部分に限る。）及び（4）に係る部分に限る。）並びにハ（第六号イ（屋内に設置されている部分に限る。）、ハ及びニに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	第二百二条第八号及び第九号に掲げる基準に関する事項	

れている燃焼器 （二）　建物区分のうち特定地下室等に設置されている燃焼器		
ハ　燃焼器	ガスの使用の申込みを受け付けたとき	第二百二条第十一号に掲げる基準に関する事項

第百七条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「第一号及び前号」に改め、同号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「第四十条の二第三項」を「第百五十九条第三項」に、「ついては、」を「ついては、次の」に改め、同号イ中「採るべき措置及び」を「とるべき措置及び」に、「採らなかつた」を「とらなかつた」に、「採るべき措置を採つた」を「とるべき措置をとつた」に改め、同号ロ中「再び」の下に「当該通知に係る事項について第一号に規定する」を加え、「前号に規定する調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であつてイのただし書に規定する場合に該当しないときは」を「直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を

経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該調査を行つたものとみなす。

第百七条第二項を次のように改める。

２　前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

第百七条に次の一項を加える。

３　前項本文の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

第百七条を第二百条とし、同条の前に見出しとして「（消費機器に関する調査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二百一条　ガス小売事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、当該ガス小売事業者が、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガ

ス導管事業者から、直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果（法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を含む。以下この条において同じ。）を提供されたときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。ただし、当該調査の結果の提供につき、消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2　前項の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、同項の規定により提供された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

3　一般ガス導管事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、法第百五十九条第四項の規定により通知された直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果を保存しているときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。

4　前項の規定により調査を行わなかつた一般ガス導管事業者は、調査に係るガスの使用者と最終保障供給に関する契約を締結している場合に限り、法第百五十九条第四項の規定により通知された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

第百六条の見出し中「周知」を「周知及び調査」に改め、同条第一項中「第四十条の二第一項」

を「第百五十九条第一項」に改め、同項第一号ニ中「採る」を「とる」に、「ガス事業者」を「ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「（1）の」を「（1）に掲げる」に改め、同号トを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　次号の表の上欄（4）に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項

第百六条第一項第一号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同号ヌ中「リ」を「チ」に改め、同号ヌを同号リとし、同項第二号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）」に改め、「は、」の下に「当該ガス小売事業者が供給する」を加え、同号イ中「供給区域又は供給地点の」を「供給する」に、「三年度ごと」を「ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年」に、「告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）」を「建物区分」に、「毎年度」を「、一年に」に、「ヌ」を「リ」に改め、「ガスの使用の申込みを受け付けたときも、同様とする。」を削り、同号ロ中「供給区域又は供給地点の」を「供給する」に、「中欄」を「同表の中欄」に、「下欄」を「同表の下欄」に改め、同ロの表（1）中「毎年度」を「一年に」に、「ト及びヌ」を「ホ及びリ」に改め、同表（2）中「毎年度」を「一年に」に、「ヌ」を「リ」に改め、同表（3）中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「毎年度」を「一年に」に、「ヌ」を「リ

」に改め、同表(4)中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「毎年度」を「一年に」に、「及びヌ」を「、へ及びリ」に改め、同表(5)中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「三年度ごと」を「二年」に、「ヌ」を「リ」に改め、同表に次のように加える。

(6)	開放燃焼式のガスストーブであつて燃焼面が金属網製のもの(不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガスストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。)	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上

第百六条第一項第二号ハ及びニを削り、同号ホ中「その供給区域又は供給地点に設置されている消費機器であつて」を削り、「もの」を「消費機器」に、「四十月」を「四年」に、「チ及びリ」を「ト及びチ」に改め、同号ホを同号ハとし、同項第四号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に、「前二号」を「第二号及び前号」に、「様式第五十三」を「様式第八十七」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に、「前号」を「第二号」に、「供給区域又は供給地点」を「供給する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経

過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該周知を行つたものとみなす。

イ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。）又はロ（当該ロの表の上欄（5）に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　二年

ロ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。）又はロ（当該ロの表の上欄（1）から（4）まで及び（6）に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　一年

ハ　前号ハに規定する周知　四年

第百六条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

一　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

二　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。

第百六条に次の一項を加える。

3　前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

第百六条を第百九十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一　電子メールを送信する方法であつて、ガスの使用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガスの使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

２　ガス小売事業者は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、ガスの使用者からの求めがあつたときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一　電子メールを送信する方法であつて、当該ガス小売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたガスの使用者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該ガスの使用者の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

3　第一項の承諾を得たガス小売事業者は、当該相手方から書面等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第百五条の二中「第三十八条の三第一項」を「第百七条第一項」に、「第六条の三において準用する令第七条」を「第七条において準用する令第七条」に、「第六条の三において読み替えて準用する令第十二条第二項」を「第七条において読み替えて準用する令第十二条第二項」に、「第六条

の三において読み替えて準用する令」を「第七条において読み替えて準用する令」に、「第六条の三において準用する令」を「第七条において準用する令」に、「様式第五十二の二」を「様式第八十」に、「第三十八条の三第三項」を「第百七条第三項」に、「様式第五十二の三」を「様式第八十一」に改める。

第百五条の二を第百七十条とする。

第五章第三節の節名を削る。

第百七十条の前に次の章名を加える。

第六章　あつせん及び仲裁

第六章の次に次の一章を加える。

第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節　指定試験機関

（指定試験機関の指定の申請）

第百七十一条　法第二十九条第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第八十二の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三　申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　役員の氏名及び略歴を記載した書面

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第百七十二条　指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
二　変更しようとする日
三　変更の理由

第百七十三条　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
三　新設又は廃止の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第百七十四条　指定試験機関は、法第百十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするとき

は、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第百七十五条　法第百十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施の方法に関する事項

二　手数料の収納の方法に関する事項

三　合格通知書の交付及び再交付に関する事項

四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

五　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第百七十六条　指定試験機関は、法第百十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第百七十七条　指定試験機関は、法第百十三条の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲

二　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

三　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第百七十八条　指定試験機関は、法第百十五条の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二　選任又は解任の理由

（試験員の要件）

第百七十九条　法第百十七条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二　通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号）第十一条の規定による改正前の法第四十五条の二第一項のガス工作物検査官の職にあつた者

三　甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの

四　乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの

五　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（試験員の選任又は変更の届出）

第百八十条　法第百十七条第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（試験結果の報告）

第百八十一条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第百八十二条　法第百二十一条に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　合格者の氏名

二　合格者の生年月日

三　合格者の住所

四　合格者の本籍地

五　合格通知書の番号

六　合格した試験の種類

２　法第百二十一条の経済産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。

（電磁的方法による保存）

第百八十三条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百二十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代える

ことができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（試験事務の引継ぎ等）

第百八十四条　指定試験機関は、法第百二十二条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（公示）

第百八十五条　経済産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第二十九条第三項の指定をしたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　行うことのできる試験事務の範囲 三　指定をした年月日

法第百十三条の許可をしたとき。	一　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　休止し、又は廃止する試験事務の範囲 三　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四　試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつてはその期間
法第百二十条第一項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定を取消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間
法第百二十二条第一項の規定により経済	一　試験事務の全部又は一部を行うこととした年

産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。	月日 二　行うこととする試験事務の範囲及びその期間
法第百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行っていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行わないこととした年月日 二　行わないこととした試験事務の範囲

第二節　登録ガス工作物検査機関

（登録の申請）

第百八十六条　法第百二十三条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第八十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　登録申請者が法第百二十四条各号の規定に該当しないことを説明した書面

三　検査の業務を行う者が法第百二十五条第一項第一号の要件に適合することを説明した書類

四　登録申請者が法第百二十五条第一項第二号の要件に適合することを説明した書類

（附属設備）

第百八十七条　法第百二十三条第一号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

一　調整装置

二　特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁

（登録の更新の手続）

第百八十八条　法第百二十六条第一項の規定により、登録ガス工作物検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百八十六条及び前条の規定を準用する。

（検査の方法）

第百八十九条　法第百二十七条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物の工事が法第三十二条第一項若しくは第二項、第六十八条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした工事の計画（法第三十二条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第六十八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであることを確認できる方法

二　法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物がそれぞれ法第二十一条第一項、第六十一条第一

項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できる方法

（事業所の変更の届出）

第百九十条　登録ガス工作物検査機関は、法第百二十八条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第八十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第百九十一条　登録ガス工作物検査機関は、法第百二十九条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第八十五による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定は、法第百二十九条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

３　法第百二十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　検査の業務を行う場所に関する事項

三　検査員の配置に関する事項

四　検査に係る料金の算定に関する事項

五　検査に関する証明書の交付に関する事項

六　検査員の選任及び解任に関する事項
七　検査の申請書の保存に関する事項
八　検査の方法に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第百九十二条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十条の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　法第百三十一条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第百九十四条　法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一　検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査の申請を受けた年月日

三　検査対象ガス工作物の名称及び所在地

四　検査を行つたガス工作物の概要

五　検査を行つた年月日

六　検査を実施した検査員の氏名

七　検査の概要及び結果

２　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百九十五条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは

、当該記録の保存をもつて法第百三十五条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ）

第百九十六条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十六条第二項の規定により経済産業大臣が同項の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

三　その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第五章第二節の節名を削る。

第百五条中「第三十八条の二」を「第百六条」に、「様式第五十二」を「様式第七十九」に、「を提出しなければならない。」を「に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自ら製造したガスを使用する事業を行う場合にあつては、次の各号に掲げる書類を添付することを要しない。」に改め、同条に次の三号を加える。

一　供給の相手方との契約書の写し

二　供給地点の位置を明示した図面

三　供給の相手方との関係を記載した書類

第百五条を第百六十九条とする。

第百四条第一項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第二十八条」に、「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第百四条を第百六十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（ガス事業以外のガスを供給する事業）

第百六十七条　生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるものに対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事業に該当するものとする。

第百条から第百三条までを削る。

第五章第二節の節名を削る。

第五章第一節を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業

第五章の前に次の二款、一節及び一章を加える。

第二款　業務

（託送供給約款において定めるべき事項）

第百十八条　法第七十六条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連結託送供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

ニ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法

ホ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項

ヘ　託送供給に附帯する業務に関する事項

ト　導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

チ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
リ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
ル　有効期間を定める場合にあつては、その期間
ヲ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
ワ　実施期日
二　託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）
イ　適用範囲
ロ　料金
ハ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
ニ　ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
ホ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
ヘ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する

事項

ト　託送供給に附帯する業務に関する事項

チ　導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

リ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項

ヌ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

ヲ　有効期間を定める場合にあつては、その期間

ワ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所

カ　実施期日

（託送供給約款の届出等）

第百十九条　法第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十五の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様

式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七（同令第三十七条第二項の規定により選択的託送供給約款料金を設定しない場合には同令様式第十七第一表。以下同じ。）の書類

二　ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

三　ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類

四　供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

第百二十条　法第七十六条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて提出しなければならない。

第百二十一条　法第七十六条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに様式第六十六の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　第百十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては次に掲げる書類

イ　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七の書類

ロ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足の書類並びに第五表及び第五表補足の書類

ハ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類

ニ　イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十八条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十八の書類

四　第百十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法

に関する説明書

2　経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

（託送供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第百二十二条　法第七十六条第三項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十七の託送供給特例認可（承認）申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第七十六条第一項本文の認可を受けた託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（託送供給約款の公表）

第百二十三条　法第七十六条第五項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（託送供給条件の届出等）

第百二十四条　法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の届出をしようとする者は、その実

施の日の十日前までに、様式第五十の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十一の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第百二十五条　ガスを供給する事業を営む他の者にガスを供給しようとする承認特定ガス導管事業者（前条に該当する者を除く。）は、その実施の日の十日前までに、様式第五十第二表を経済産業大臣に提出するものとする。

（熱量等の測定方法）

第百二十六条　法第七十八条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

一　熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産

業保安監督部長。以下この項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。

二　圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三　燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。

２　災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

３　法第七十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

４　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百二十七条　法第七十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（供給計画の期間）

第百二十八条　法第八十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

２　大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する導管が接続する特定ガス導管事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

（供給計画の届出）

第百二十九条　法第八十一条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」と

いう。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他の特定ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第八十一条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第六十一の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（供給計画の公表）

第百三十条　法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区域別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画その他の事項とする。

２　特定ガス導管事業者は前項に掲げる事項を営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

第三款　ガス工作物に係る規定の準用

第百三十一条　第九十二条から第百五条まで及び第百七条から第百十条までの規定は、特定ガス導管事業者に関し準用する。この場合において、これらの規定中「法」とあるのは、「法第八十四条第一項において準用する法」と読み替えるものとする。

２　第八十九条の規定は、法第八十四条第二項において準用する法第六十二条第三項（同条第四項

において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物に関し準用する。

第三節　導管の接続に係る努力義務等

（導管の接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための措置）

第百三十二条　法第八十五条第一項の経済産業省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続

二　前号の導管の接続の検討に関連する情報の提供又は公表

三　前二号に掲げるもののほか、他のガス導管事業者との間の導管の接続を円滑に行うための措置

（協議の開始又は再開の命令）

第百三十三条　法第八十五条第三項の規定による協議の開始又は再開の申立てをしようとする者は、様式第六十七の協議開始（再開）命令申立書に申立てに至つた経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の申立書を受け付けたときは、協議を求められたガス導管事業者に対し、遅滞なく当該申立書の写しを送付するものとする。

３　前項のガス導管事業者は、第一項の申立書について意見があるときは、経済産業大臣に意見書

を提出することができる。

（裁定）

第百三十四条　法第八十五条第四項の裁定を申請しようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項中「協議を求められた」とあるのは、「協議の相手方たる」と読み替えるものとする。

第四章　ガス製造事業

第一節　事業の届出

（ガス製造事業の届出）

第百三十五条　法第八十六条第一項の規定によるガス製造事業の届出をしようとする者は、様式第六十九のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第八十六条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス製造事業以外の事業の概要

３　法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面

二　届出者が連名で届け出た場合にあつては、届出者間の関係を記載した書類
三　主たる技術者の履歴書
四　届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書
五　届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款
六　届出者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

4　法第八十六条第三項の規定によるガス製造事業の届出に係る事項の変更の届出をしようとする者は、様式第七十のガス製造事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス製造事業者の地位の承継の届出）

第百三十六条　法第八十七条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七十一のガス製造事業承継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス製造事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第百三十七条　法第八十八条第一項の規定によるガス製造事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第七十二のガス製造事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

２　法第八十八第二項の規定によるガス製造事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第七十三の解散届出書を、経済産業大臣に提出するものとする。

第二節　業務

（ガス受託製造約款において定めるべき事項）

第百三十八条　法第八十九条第一項のガス受託製造約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三　液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、ガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

五　ガス製造量の計測方法及び料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　原料とし得る液化ガスの熱量等の範囲、組成その他の液化ガスの受入条件に関する事項

七　液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関するガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八　ガス受託製造の制限又は停止並びに解除に関する事項
九　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか、ガス受託製造に係る条件又はガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
十一　有効期間を定める場合にあつては、その期間
十二　実施期日

（ガス受託製造約款の届出等）

第百三十九条　法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十四のガス受託製造約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書
二　ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十五のガス受託製造約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類
二　変更しようとする部分を明らかにした変更前のガス受託製造約款
三　前条第二号の事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書
四　前条第三号及び第四号の事項を変更しようとする場合にあつては、ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（ガス受託製造約款以外の条件の承認の申請）

第百四十条　法第八十九条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第七十六のガス受託製造特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス受託製造約款以外の条件によるガス受託製造を必要とする理由を記載した書類
二　料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（ガス受託製造約款の公表）

第百四十一条　法第八十九条第四項の規定によるガス受託製造約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務）

第百四十二条　法第九十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備における液化ガスの貯蔵の余力の見通し

二　その維持し、及び運用するガス発生設備におけるガスの製造の余力の見通し

三　ガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が利用することができる船舶の種類及び船型並びに液化ガスの種類及び品質

四　配船計画の策定時期の見通し

2　法第九十条第一項の規定による経済産業省令で定める事項の公表は、毎年度七月末日までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

3　前項の規定により公表する事項は、公表することができる直近の事項でなければならない。

第百四十三条　法第九十条第二項の経済産業省令で定める軽微な変更は、前条第一項第一号及び第二号の余力の見通しに係る変更であつて、需要変動、配船変更その他の日々の変動に基づくものとする。

（熱量等の測定方法）

第百四十四条　法第九十一条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス小売事業（大口供給のみを行うものに限る。）の用に供するガスを製造する場合にあつては、熱量等を測定することを要しない。

一　熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。

二　圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三　燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。

２　災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

３　法第九十一条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

４　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百四十五条　法第九十一条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（製造計画の期間）

第百四十六条　法第九十三条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

２　大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備が接続するガス製造事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

（製造計画の届出）

第百四十七条　法第九十三条第一項の規定によるガスの製造計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス製造事業に関する事項を記載した様式第七十七の製造計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第九十三条第二項の規定によるガスの製造計画の変更の届出をしようとする者は、様式第七十八の製造計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　ガス工作物

第一款　自主的な保安

（保安規程）

第百四十八条　法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五　ガス工作物の運転又は操作に関すること。

六　導管の工事の方法に関すること。

七　導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること

八　導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。

九　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

十　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。

十一　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措

置に関すること。

十二　その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

２　強化地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　警戒宣言の伝達に関すること。

二　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

三　警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。

四　警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。

五　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。

六　警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。

七　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

3　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならない。

4　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

5　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければなら

ない。

6　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

7　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定

め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならない。

8　電気事業法が適用されるガス工作物を設置するガス製造事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

第百四十九条　法第九十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

2　法第九十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（ガス主任技術者の選任等）

第百五十条　法第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、第二十六条第一項の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

2　ガス製造事業者は、第二十六条第一項の表第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

（実務の経験）

第百五十一条　法第九十八条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととする。

２　前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

３　前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　実務の経験に関する説明書

二　履歴書

（ガス主任技術者の選解任の届出）

第百五十二条　法第九十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

第二款　工事計画及び検査

（工事計画の届出）

第百五十三条　法第百一条第一項の経済産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別

表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2　法第百一条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3　法第百一条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第百五十四条　法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

３　別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第百一条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第百五十五条　法第百一条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第百五十六条　法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第百五十九条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第百五十四条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前検査）

第百五十七条　法第百一条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第百二条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第百五十八条　法第百二条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

２　法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第百五十九条　法第百二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二　前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三　法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガ

ス工作物が損壊した場合を除く。）

四　ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第百六十条　法第百二条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

２　前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十一条　法第百二条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（仮合格の承認）

第百六十二条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（定期自主検査）

第百六十三条　法第百四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気

化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第百四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第百六十四条　法第百四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第百六十五条　法第百四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十六条　法第百四条の定期自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第九十七条の五から第九十七条の八までを削る。

第九十七条の四の見出し中「事業の廃止」を「特定ガス導管事業の休止及び廃止並びに法人の解散」に改め、同条第一項中「第三十七条の七の二第九項」を「第七十四条第一項」に、「ガス導管事業の廃止」を「特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止」に、「様式第四十七の三のガス導管事業廃止届出書を」を「様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる

書類を添えて、経済産業大臣に」に改め、「提出しなければならない。」の下に「ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。」を加え、同項に次の二号を加える。

一　休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二　休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

第九十七条の四に次の一項を加える。

2　法第七十四条第二項の規定による特定ガス導管事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十七条の四を第百十七条とする。

第九十七条から第九十七条の三までを削る。

第五十七条の三第一項中「第三十六条の二の四に規定する定期」を「第七十一条の」に改める。

第五十七条の三を第百十条とする。

第百十条の次に次の節名、款名及び六条を加える。

第二節　特定ガス導管事業

第一款　事業の届出

（特定ガス導管事業の届出）

第百十一条　法第七十二条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第七十二条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

３　法第七十二条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行う特定ガス導管事業以外の事業の概要

４　法第七十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図

二　ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面

三　供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

四　主たる技術者の履歴書

五　届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

六　届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

（供給地点の変更の届出）

第百十二条　法第七十二条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第

五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

（ガス工作物の変更の届出）

第百十三条　法第七十二条第七項の規定による特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

（軽微な変更）

第百十四条　法第七十二条第八項において読み替えて準用する第三項ただし書の経済産業省令で定

める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二Ａ及び十三Ａのガスグループ内の変更とする。

（氏名等の変更の届出）

第百十五条　法第七十二条第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定ガス導管事業者の地位の承継の届出）

第百十六条　法第七十三条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十三の特定ガス導管事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定ガス導管事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二　特定ガス導管事業者の地位を承継した者が特定ガス導管事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ　法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

第五十七条の二第一項中「定期」を「法第七十一条の」に改め、同項第一号から第六号までの規

定中「検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「定期」を削る。

第五十七条の二を第百九条とする。

第五十七条中「定期」を「法第七十一条の」に、「第百十三条の二」を「第二百九条」に改める。

第五十七条を第百八条とする。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　法第七十一条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第七十一条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第五十六条を第百七条とする。

第五十五条中「第三十六条の二の三第一項」を「第七十条第一項」に、「様式第三十六」を「様式第六十二」に改める。

第五十五条を第百六条とする。

第五十四条第一項中「第三十六条の二の二第三項に規定する使用前」を「第六十九条第三項の」に改める。

第五十四条を第百五条とする。

第五十三条第一項中「第三十六条の二の二第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同項第一号から第六号までの規定中「検査」を「自主検査」に改め、同項第七号中「の検査」を「が行う検査」に改める。

第五十三条を第百四条とする。

第五十二条中「第三十六条の二の二第一項ただし書」を「第六十九条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第百十三条の二」を「第二百九条」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第三号中「登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査」を「法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査」に改める。

第五十二条を第百三条とする。

第五十一条第一項中「第三十六条の二の二第一項の」を「第六十九条第一項の自主」に改め、同条第二項中「登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の」を「法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う」に改める。

第五十一条を第百二条とする。

第五十条中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第五十条を第百一条とする。

第四十九条中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条」を「第百三条第四号」に、「第四十七条第一項」を「第九十八条第一項」に改める。

第四十九条を第百条とする。

第四十八条中「第三十六条の二第八項」を「第六十八条第八項」に、「様式第三十五」を「様式第二十九」に改める。

第四十八条を第九十九条とする。

第四十七条第一項中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「様式第三十四」を「様式第二十八」に改め、同条第三項中「第三十六条の二第一項前段」を「第六十八条第一項前段」に改める。

第四十七条を第九十八条とする。

第四十六条第一項中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条の二第二項ただし書」を「第六十八条第二項ただし書」に、同条第三項中「第三十六条の二第八項ただし書」を「第六十八条第八項ただし書」に改める。

第四十六条を第九十七条とし、同条の前に次の目名を付する。

第三目　工事計画及び検査

第三十六条から第四十五条までを削る。

第三十五条中「第三十一条第二項」を「第六十五条第二項」に、「様式第二十七」を「様式第二十一」に、「第三十三条」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十五条を第九十六条とし、同条に見出しとして「（ガス主任技術者の選解任の届出）」を付する。

第三十四条第一項中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、「及び丙種ガス主任技術者免状」を削り、同条第三項中「様式第二十六の二」を「様式第二十」に改める。

第三十四条を第九十五条とする。

第三十三条第一項中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に、「次」を「第二十六条第一項」に改め、「事業場」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているもの

を除く。）」を加え、同項の表を削り、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「前項」を「第二十六条第一項」に、「第百十三条の二」を「第二百九条」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条を第九十四条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第六十四条第一項」に、「様式第二十五」を「様式第十八」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に、「様式第二十六」を「様式第十九」に改める。

第三十二条を第九十三条とする。

第三十一条第一項中「第三十条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同項第九号中「採る」を「とる」に改め、同項第十二号中「事項」の下に「に関すること。」を加え、同条第二項中「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」を「強化地域」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同項第一号中「大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）」を「警戒宣言」に改め、同項第六号中「採る」を「とる」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第四項中「（平成十四年法律第九

十二号）」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第六項中「（平成十六年法律第二十七号）」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）」を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に改め、同条第七項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

８　電気事業法が適用されるガス工作物を設置する一般ガス導管事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

第三十一条を第九十二条とし、同条の前に次の目名を付する。

第二目　自主的な保安

第三十条第一項中「第二十九条」を「第六十三条」に改める。

第三十条を第九十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十九条」を「第六十三条」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同項第二号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「様式第二十四

」を「様式第十七」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第六十三条」に改める。

第二十九条を第九十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（公共の安全の確保上特に重要なガス工作物）

第八十九条　法第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物は、建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

第八十九条の前に次の款名及び目名を付する。

第三款　ガス工作物

第一目　技術上の基準への適合等

第二十八条を削る。

第二十七条の見出し中「掲示」を「公表」に改め、同条第一項中「第二十五条第三項」を「第五

十六条第三項」に改め、「経済産業大臣が定める」を削り、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「、経済産業大臣が定めるところにより」を削り、「掲示しておかなければならない。」を「営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。」に改める。

第二十七条を第八十八条とする。

第二十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第五十六条第一項」に、「経済産業大臣が定めるところにより、前条第一項、第二項又は第三項に規定する期間（以下「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、熱量変更、設備投資、供給区域その他の経済産業大臣が定める一般ガス事業に関する事項を記載したガス供給計画届出書を」を「初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資、供給区域その他の一般ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第五十六条第二項」に、「変更した事項を記載したガス供給計画変更届出書」を「様式第六十一の供給計画変更届出書」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改める。

第二十六条を第八十七条とする。

第二十五条第一項中「第二十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「経済産業大臣が指定する期間」を「五年」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条を第八十六条とする。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二条の九中「第二十二条の五第八項」を「第五十五条第八項において読み替えて準用する同条第三項ただし書」に、「一二A及び一三A」を「十二A及び十三A」に改める。

第二十二条の九を第八十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（事業開始の予定年月日等の変更の届出）

第八十四条　法第五十五条第九項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定ガス導管事業の休止及び廃止の届出）

第八十五条　法第五十五条第十項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止

する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一　休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二　休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

第二十二条の八の前に見出しとして「（ガス工作物の変更の届出）」を付する。

第二十二条の八中「第二十二条の五第七項」を「第五十五条第七項」に、「届出」を「特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出」に、「様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて」を「様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同条に次の一項を加える。

２　法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

第二十二条の八を第八十二条とする。

第二十二条の七中「第二十二条の五第一項」を「第五十五条第一項」に、「届出を」を「特定ガ

ス導管事業の届出を」に、「様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて」を「様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の三項を加える。

２　法第五十五条第一項第二号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

３　法第五十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先とする。

４　法第五十五条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図

二　ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面

三　供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

第二十二条の七を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（供給地点の変更の届出）

第八十一条　法第五十五条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

第二十二条の六の前に見出しとして「（承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）」を付す。

第二十二条の六第一項中「第二十二条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「様式第二十一の五」を「様式第五十」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第二項中「第二十二条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「様式第二十一の六」を「様式第五十一」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加える。

第二十二条の六を第七十三条とし、同条の次に次の六条を加える。

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第七十四条　法第五十一条第一項の最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用区域

二　料金

三　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがある場合にあつては、その内

容

五　ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法

六　ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第五十二条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値

七　ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値

八　ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウォッベ指数及び最低ウォッベ指数

九　導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項

十　供給の停止又は使用の廃止に関する事項

十一　契約の申込みの方法及び解除に関する事項

十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四　実施期日

（最終保障供給に係る約款の届出）

第七十五条　法第五十一条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十二の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

２　法第五十一条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十三の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款

三　前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額（料金を除く。）の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第七十六条　法第五十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第五十四の最終保障

供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他のガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款の公表）

第七十七条　法第五十一条第四項において準用する法第四十八条第十三項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（熱量等の測定方法）

第七十八条　法第五十二条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

一　熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者（供給区域内にお

けるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。

二　圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三　燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

一　熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガス

をその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォッベ指数について測定することを要しない。

二　圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

3　災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

4　法第五十二条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わ

なければならない。

一　熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

5　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第七十九条　法第五十二条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二十二条の五の前に見出しとして「（託送供給約款の公表）」を付す。

第二十二条の五中「第二十二条第五項」を「第四十八条第十三項」に、「において掲示することにより」を「に添え置くとともに、インターネットを利用することにより」に、「。」を「。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要

しない。」に改める。

第二十二条の五を第七十二条とする。

第二十二条の四を次のように改める。

（託送供給約款以外の供給条件の認可の申請）

第二十二条の四　法第四十八条第三項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第四十七の託送供給特例認可（承認）申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十二条の四を第六十七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（託送供給約款の変更の届出）

第六十八条　法第四十八条第五項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のも

の。以下この条から第七十二条までにおいて単に「託送供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　託送供給約款により託送供給を受ける者（以下「託送供給利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該託送供給利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該託送供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

三　前二号に掲げるもののほか、託送供給利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

四　適用範囲を変更する場合であつて、法第四十条第一項の規定による供給区域の増加に係る変更に伴う場合、住居表示の変更に伴う場合並びにいずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五　申込みに対する取扱いの方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
六　導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及び託送供給利用者の保安上の責任に関する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
七　託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般ガス導管事業者が当該託送供給利用者に対するガスの供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する期間も短縮されない場合
八　ガスの供給を停止できる条件又はガスの託送供給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する条件も不利なものとしない場合
九　託送供給利用者が選択し得る事項を追加する場合
十　前各号に掲げるもののほか、託送供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

第六十九条　法第四十八条第六項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第四十八の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　第六十四条第二号ロの事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第十八条第一項の届出事業者にあつては、同令様式第五第三表（同令第十八条第二項において準用する同令第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）、様式第六、様式第八第一表、同令第十九条第一項の届出事業者にあつては、同令様式第一、様式第二第一表、様式第三第一表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表）、様式第四第一表、様式第五第一表、第二表、第二表補足、様式第五第三表から第五表補足まで（同令第十九条第二項において準用する同令第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）、様式第六及び様式第八第二表までの書類

ロ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条までの（これらの規定を同令第十八条第二項、第十九条第二項又は第二十条において準用する場合を含む。）の規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十一条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第九の書類

ニ　イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十三条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十の書類

四　第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ロ若しくはハの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

２　経済産業大臣は、前項第三号ロに掲げる書類を公表しなければならない。

第七十条　法第四十八条第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス導管事業（同項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この節において同じ。）を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、託送供給約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

二　消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第七十一条　法第四十八条第九項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第四十九の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなけれ

ばならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十二条の三中「第二十二条第一項ただし書」を「第四十八条第一項ただし書」に、「様式第二十一の三」を「様式第四十六」に改める。

第二十二条の三を第六十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（託送供給約款において定めるべき事項）

第六十四条　法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連結託送供給（ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）別表第一第一表に規定する連結託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
ニ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
ホ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
ヘ　託送供給に附帯する業務に関する事項
ト　導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
チ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
リ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
ル　有効期間を定める場合にあつては、その期間
ヲ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
ワ　実施期日
二　託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）
イ　適用範囲

ロ　料金
ハ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
ニ　ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
ホ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
ヘ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
ト　託送供給に附帯する業務に関する事項
チ　導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
リ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
ヌ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
ル　イからヌまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
ヲ　有効期間を定める場合にあつては、その期間

ワ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所

カ　実施期日

（託送供給約款の認可の申請等）

第六十五条　法第四十八条第一項本文の認可を受けようとする者は、様式第四十四の託送供給約款認可申請書に託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六（同令第十四条第二項の規定により選択的託送供給約款を制定しない場合には同令様式第六第一表。以下同じ。）の書類

二　ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

三　ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

四　供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の

方法に関する説明書

２　経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

３　法第四十八条第二項の認可を受けようとする者は、様式四十五の託送供給約款変更認可申請書にその変更後の託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）しようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六の書類

ロ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五表第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

ハ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条まで

（これらの規定を同令第十六条において準用する場合を含む。）の規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

ニ　イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第十五条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第六及び様式第七の書類

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十三条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十の書類

四　前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

4　経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

第十八条から第二十二条の二までを削り、第六十四条の前に次の款名を付する。

第二款　業務

第十七条中「第十三条第二項」を「第四十四条第二項」に、「様式第十二」を「様式第四十三」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第四十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十七条を第六十三条とする。

第十六条の見出し中「事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第四十四条第一項」に、「様式第十一の事業休止（廃止）許可申請書に次の書類」を「様式第四十二の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（一般ガス導管事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号の書類に限る。）」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同項第二号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、同項第四号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同条に次の一項を加える。

２　経済産業大臣は、法第四十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十六条を第六十二条とする。

第十五条中「様式第十の二の許可事業承継届出書を」を「様式第四十一の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に」に改める。

第十五条を第六十一条とする。

第十四条中「第十条第二項」を「第四十二条第二項」に、「様式第九」を「様式第三十九」に、「様式第十」を「様式第四十」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第八号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同号を同条第十号とし、同条に次の二号を加える。

十一　主たる技術者の履歴書

十二　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

第十四条第七号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条第四号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

八　合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

第十四条第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、「及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地

形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四　一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

五　合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人及び当該事業の全部を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

第十四条に次の一項を加える。

２　経済産業大臣は、法第四十二条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十四条を第六十条とする。

第十三条の見出し中「事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条中「第十条第一項」を「第四十二条第一項」に、「様式第八」を「様式第三十八」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面」を削り、同条第八号を削り、同条第七号中「事業の

」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「譲受け人」を「譲受人」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の五号を加える。

十　主たる技術者の履歴書

十一　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

十二　譲受人が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十三　譲受人が一般ガス導管事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、当該譲受人の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十四　譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあつては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

第十三条第六号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「譲渡し人」を「譲渡人」に、「譲受け人」を「譲受人」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六　一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書

類

七　一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

第十三条を第五十九条とする。

第十二条を削る。

第十一条を次のように改める。

（ガス工作物等の変更の届出）

第十一条　法第四十一条第一項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書に次に掲げる書類（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

２　法第四十一条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第三十七の氏名等変更届出書を経済産

業大臣に提出しなければならない。

3　法第四十一条第二項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書を提出しなければならない。

第十一条を第五十八条とする。

第十条の見出し中「重要」を「ガス工作物の重要」に改め、同条中「第九条第一項」を「第四十一条第一項」に、「次のとおり」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条第一号中「特定ガス発生設備、」を削り、「一般ガス事業者が」を「一般ガス導管事業者が」に、「一般ガス事業の用に供するために他の者」を「一般ガス導管事業の用に供するために他の者」に、「一般ガス事業者に」を「ガス事業者に」に、「他の一般ガス事業者」を「他のガス事業者」に、「一般ガス事業の用に供するために一時的」を「ガス事業の用に供するために一時的」に、「一般ガス事業者の一般ガス事業」を「一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第十条を第五十七条とする。

第九条を次のように改める。

（供給区域の増加に伴う事業開始の届出）

第九条　第五十四条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十九条第四項の規定によ

る届出をしようとする者に準用する。

第九条を第五十六条とする。

第八条の見出し中「供給区域等」を「供給区域」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第四十条第一項」に、「並びに供給地点及びその数」を削り、「様式第五」を「様式第三十五」に、「供給区域等変更許可申請書」を「供給区域変更許可申請書」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に、「場合には」を「場合にあつては」に改め、同項第二号中「及び増加し、又は減少する供給地点に係る供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとに増加し、又は減少する供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第三号中「及び供給地点」及び「及び供給の計画並びに供給地点群ごとに、増加する供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第四号中「及び供給地点」を削り、「第六条第二項第四号ホ」を「第五十三条第二項第四号ホニ」に改め、同項第五号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に、「様式第二」を「様式第三十一」に改め、同項第六号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第七号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に、「区域及び供給地点」を「供給区域」に

、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同項第八号中「他」を「他の者」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

第八条第一項第十号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第六条第二項第十四号」を「第五十三条第二項第十五号」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　経済産業大臣は、法第四十条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第八条を第五十五条とする。

第七条中「第七条第四項」を「第三十九条第四項」に、「様式第四」を「様式第三十四」に改め、「事業開始届出書を」の下に「経済産業大臣に」を加える。

第七条を第五十四条とする。

第六条第一項中「第四条第一項」を「第三十六条第一項」に、「様式第一」を「様式第三十」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第三十六条第二項」に、「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同項第一号中「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとに供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第二号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、「及び

特定ガス発生設備に係るものにあつては、供給地点群ごとに、事業の開始の日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度における供給地点の需要の見込み」を削り、同項第三号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同項第四号中「ガス工作物」を「一般ガス導管事業の用に供するガス工作物」に、「イからヘまで」を「イからホまで」に、「ト」を「ヘ」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘ及びト中「イ及びハからホまで」を「イからニまで」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号トを同号ヘとし、同項第五号中「様式第二」を「様式第三十一」に改め、同項第七号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同項第十号中「他」を「他の者」に、「ガス」を「一般ガス導管事業の用に供するためのガス」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

第六条第二項第十二号中「会社又は法人である組合（以下「組合」という。）」を「法人」に、「場合は、その会社又は組合」を「場合にあつては、当該法人」に改め、同項第十三号中「会社又は組合」を「法人」に、「場合は、その者」を「場合にあつては、当該申請者」に改め、同項第十四号中「事業を」を「一般ガス導管事業を」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に

、「場合は」を「場合にあつては」に、「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に改め、同号を同項第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般ガス導管事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

第六条に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、法第三十五条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第六条を第五十三条とする。

第五条中「第四条第一項第三号ロ」を「第三十六条第一項第四号イ」に改める。

第五条を第五十二条とし、同条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第三章　ガス導管事業

第一節　一般ガス導管事業

第一款　事業の許可

第四条の次に次の一条を加える。

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条　法第二条第九項の経済産業省令で定める要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所

におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　ガス小売事業

第一節　事業の登録

（ガス小売事業の登録申請）

第六条　法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

２　法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管は、申請者が維持し、及び運用する導管のうち主要な導管とする。

３　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス小売事業以外の事業の概要

４　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二　様式第二のガス小売事業遂行体制説明書

三　様式第三の苦情等処理体制説明書

四　申請者が法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合にあつては、供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

五　申請者がガス工作物を維持し、及び運用しようとする場合にあつては、小売供給を行おうとする地域ごとに次の書類

イ　ガス工作物の設置の状況を記載した図面

ロ　主たる技術者の履歴書

六　申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

七　申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八　申請者が法人以外の者である場合であつて、当該申請者が事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

九　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

5　経済産業大臣は、法第四条第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（軽微な変更）

第七条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　変更後の最大ガス需要として見込まれる値（以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。）が直近供給能力値未満であるもの

二　変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの

三　供給地点の数の変更であつて、変更後最大ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの

2　前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第八条　法第七条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

２　法第七条第三項において準用する法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

３　経済産業大臣は、法第七条第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（変更の届出）

第九条　法第七条第四項の規定による法第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五のガス小売事業氏名等変更届出書（同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第七条第四項の規定による第七条第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六のガス小売事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス小売事業者の地位の承継の届出）

第十条　法第八条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七のガス小売事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス小売事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類
二　ガス小売事業者の地位を承継した者がガス小売事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類
イ　法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
ロ　法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書
ハ　法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

（ガス小売事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十一条　法第九条第一項の規定によるガス小売事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第八のガス小売事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第九条第二項の規定によるガス小売事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス小売事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

第十二条　法第九条第三項の規定により周知させようとするガス小売事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨

をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一　訪問

二　電話

三　郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四　電子メールの送信

五　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

第二節　業務

（供給条件の説明等）

第十三条　法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、ガス小売事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一　当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三　当該ガス小売事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四　当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

五　当該小売供給契約の申込みの方法及び当該申込みの取扱いに関する事項

六　当該小売供給開始の予定年月日

七　当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

八　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

九　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

十　前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容

十一　ガス使用量の計測方法及び料金調定の方法

十二　当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法

十三　供給するガスの熱量の最低値及び標準値その他のガスの成分に関する事項

十四　ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値

十五　供給するガスの属するガスグループ並びに当該小売供給を受けようとする者からの求めがある場合にあつては、燃焼速度及びウォッベ指数

十六　一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から託送供給を受けて当該小売供給を行う場合にあつては、託送供給約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項（第二十五号に掲げる事項を除く。）

十七　当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間

十八　当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該小売供給契約の更新に関する事項

十九　当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該ガス小売事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

二十　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限が

ある場合にあつては、その内容

二十一　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

二十二　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容

二十三　当該ガス小売事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十四　災害その他非常の場合における当該小売供給の制限又は中止に関する事項

二十五　導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、当該ガス小売事業者及び当該小売供給の相手方の保安上の責任に関する事項

二十六　当該小売供給の相手方のガスの使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあつては、その内容

二十七　前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容

2　ガス小売事業者又はガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第一項の規定による説明は、前項の規定にかかわらず、同項

第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

3　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十四条第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

6　ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。以下同じ。）は、前項第一号に掲げる場合においては、法第十四条第一項の規定による説明を行つた後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

7　法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

8　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合

には、この限りでない。

9　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録

を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第七項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

12　ガス小売事業者等は、法第十四条第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（書面の交付）

第十四条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式

的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2　法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該ガス小売事業者の登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨

三　前条第一項第三号から第二十七号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（ガス小売事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

四　供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。）

3　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けよう

とする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6　ガス小売事業者等は、法第十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（電磁的方法の種類及び内容）

第十五条　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第十三条第十一項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十六条　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であつて、ガス小売事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（熱量、圧力及び燃焼性の測定方法）

第十七条　法第十八条の規定による熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定ガス発生設備であつて液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十三条第一項に規定する液化石油ガスの規格に適合する液化石油ガスを充てんした容器（以下「特定容器」という。）を使用するものに係る場合にあつては熱量を、特定ガス発生設備に係る場合又は液化石油ガス（プロパン、ブタン、プロピレン及びブチレンを主成分とするガスを液化したも

のをいう。以下同じ。）を原料としてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合（特定ガス発生設備に係る場合を除く。）にあつては燃焼性を、大口供給を行う場合にあつては熱量等をそれぞれ測定することを要しない。

一　熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者（ガス小売事業に係る業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。ただし、特定ガス発生設備（特定容器を使用するものを除く。）に係る場合には、容器に充てんする液化石油ガス又は天然ガスの成分をガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が指定する場所において当該産業保安監督部長が指定する方法により測定することにより熱量の測定に代えることができる。

二　圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口（他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するためのものを除く。以下第七十八条、第百二十六条及び第百四十四条において同じ。）、整圧器（ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置が設けられ、道路に平行して埋設され

ている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの及びこれに準ずるものであつて、経済産業大臣が指定するものを除く。以下第七十八条及び第百二十六条において同じ。）の出口、調整装置（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者が当該供給のために用いるものに限る。）の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三　燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。

２　前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合又は液化石油ガスを原料として特定容器においてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱

量及び燃焼性を測定することを要しない。

一　熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。以下第七十八条第二項第一号において同じ。）の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォッベ指数について測定することを要しない。

二　圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び

燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

4　法第十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。ただし、第一項第一号ただし書の規定により成分を測定した場合にあつては、様式第十二によりその測定の結果を記録しなければならない。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

四　第一項ただし書のうち特定容器の使用に係る場合にあつては、液化石油ガスの規格の名称及び充てん年月日を様式第十四により記録すること。

5　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第十八条　法第十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百九十八条及び第百九十九条を除き、以下同じ。）により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（供給計画の期間）

第十九条　法第十九条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

２　大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

（供給計画の届出）

第二十条　法第十九条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス小売事業に関する事項を記載した様式第十五の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第十九条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第十六

の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　ガス工作物

第一款　技術上の基準への適合等

（公共の安全の確保上特に重要なガス工作物）

第二十一条　法第二十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物は、告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

（成分の検査方法）

第二十二条　法第二十三条の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わ

なければならない。ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして経済産業大臣（ガス小売事業者であつて、その事業に係る業務を行う区域の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のものを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。

一　ガス（天然ガス又はプロパン、ブタン、プロピレン若しくはブチレンを主成分とするガス及びこれらを原料として製造したガス並びにこれらに空気を混入したガスを除く。）の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアについて毎週一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所）において、日本工業規格K二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」に規定する方法により検査するものとする。

二　ガス小売事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第十七により記

録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

２　法第二十三条の経済産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

（電磁的方法による保存）

第二十三条　法第二十三条に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第二十四条　法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第七号及び第八号の事項を除く。）について定めるものとする。

一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
三　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。
五　ガス工作物の運転又は操作に関すること。
六　導管の工事の方法に関すること。
七　導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
八　導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
九　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
十　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
十一　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
十二　その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

2　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災

対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。

二　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

三　警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。

四　警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。

五　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。

六　警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。

七　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

3　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域

内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

4　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

5　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければなら

ない。

6　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

7　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス小売

事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

8　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）が適用されるガス工作物を設置するガス小売事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

第二十五条　法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

2　法第二十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（ガス主任技術者の選任等）

第二十六条　法第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一　製造所（特定ガス工作物に係るもの（以下「特定製造所」という。）を除く。次号において同じ。）、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつ	甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者

て、そこに設置された全てのガス工作物が第三十条の表第二号下欄に掲げるガス工作物に該当するもの

二　製造所、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつて、前号以外のもの	甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて次条に定める実務の経験を有するもの	
三　一の供給地点群に係る特定製造所	甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状又は丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者	

2　ガス小売事業者は、前項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

3　ガス小売事業者は、第一項の表第三号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、経済産業大臣が告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。

（実務の経験）

第二十七条　法第二十五条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

２　前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

３　前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　実務の経験に関する説明書

二　履歴書

（ガス主任技術者の選解任の届出）

第二十八条　法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

（ガス主任技術者免状の様式）

第二十九条　法第二十六条第一項に規定するガス主任技術者免状は、様式第二十二によるものとする。

（免状の種類による監督の範囲）

第三十条　法第二十六条第二項の経済産業省令で定めるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガス主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一　甲種ガス主任技術者免状	ガス工作物の工事、維持及び運用
二　乙種ガス主任技術者免状	次に掲げるものの工事、維持及び運用 イ　最高使用圧力が中圧及び低圧のガス工作物 ロ　最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽（液化石油ガスを貯蔵するものに限る。）、当該貯槽に係るガス圧縮機及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並び

	にそれらに係る配管 ハ　最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備 ニ　イ、ロ及びハ以外のものであつて、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物に該当するもの
三　丙種ガス主任技術者免状	特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物の工事、維持及び運用

（知識及び技能の認定）

第三十一条　法第二十六条第三項第二号の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十三のガス主任技術者資格認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する知識及び技能に関する説明書

二　履歴書

（免状の交付の手続）

第三十二条　ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第二十四のガス主任技術者免状交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第二十八条

第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十五のガス主任技術者免状交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

（免状の再交付の手続）

第三十三条　ガス主任技術者免状の記載事項に変更を生じ、又はガス主任技術者免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第二十六のガス主任技術者免状再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第二十八条第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十七のガス主任技術者免状再交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

２　前項のガス主任技術者免状再交付申請書には、記載事項に変更を生じ、汚し、若しくは損じたガス主任技術者免状又はガス主任技術者免状を失つたことを証する書類を添付しなければならない。

（ガス主任技術者試験の実施細目）

第三十四条　ガス主任技術者試験は、次に掲げる科目の範囲内で、筆記試験によつて行う。

一　ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）

二　ガスに関する物理及び化学理論

三　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術

四　ガス工作物の構造及び機能
五　ガスの成分分析及び熱量等の測定
六　ガス器具の構造及び機能

第三十五条　前条に規定するもののほか、ガス主任技術者試験を行う場所及び期日、ガス主任技術者試験受験願書の提出期限その他ガス主任技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、告示する。

第三十六条　ガス主任技術者試験に合格した者の受験番号は、官報に公示する。

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第三十七条　令第三条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約代金に関する事項
二　指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項

（免状交付事務に係る公示）

第三十八条　令第三条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一　委託に係る免状交付事務の内容
二　委託に係る免状交付事務を処理する場所

第三款　工事計画及び検査

（工事計画の届出）

第三十九条　法第三十二条第一項の経済産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

２　法第三十二条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

３　法第三十二条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第四十条　法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

２　前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げ

る事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第三十二条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第四十一条　法第三十二条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第四十二条　法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第四十五条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第四十条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前検査）

第四十三条　法第三十二条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第三十三条の第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第四十四条　法第三十三条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

２　法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第四十五条　法第三十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二　前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三　法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、

当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四　ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第四十六条　法第三十三条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

２　前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四十七条　法第三十三条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（定期自主検査）

第四十八条　法第三十四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガ

ス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第三十四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第四十九条　法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第五十条　法第三十四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業

者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第五十一条　法第三十四条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

別表第一中「第四十六条、第四十七条、第五十条」を「第三十九条、第四十条、第四十三条、第九十七条、第九十八条、第百一条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十七条」に改め、同表第一号中「製造所」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。）」を加え、同表第六号中「導管」の下に「（電気事業法が適用されるものを除く。）」を加える。

別表第二中「第四十七条」を「第四十条、第九十八条、第百五十四条」に改め、同表製造所の項

中「製造所」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。）」を加え、同項六（一）の中欄に次のように加える。

（４）　耐圧部分の構造

別表第二製造所の項六（三）の中欄に次のように加える。

４　耐圧部分の構造

別表第二導管の項中「導管」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物を除く。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第三及び別表第四を削る。

様式第一を次のように改める。

【様式第一を挿入】

様式第二から様式第七十八までを削り、様式第一の次に次の九十九様式を加える。

【様式第二から様式第百まで挿入】

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十九条の三第二項第一号」を「第百三十八条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条の三第二項第二号」を「第百三十八条第二項第二号」に改める。

第三条及び第四条中「第三十九条の五」を「第百四十条」に改める。

第五条中「第三十九条の五第二号」を「第百四十条第二号」に改める。

第六条第一項中「第三十九条の六第二項」を「第百四十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十九条の六第一項」を「第百四十一条第一項」に改める。

第七条中「第三十九条の七」を「第百四十二条」に改める。

第八条中「第三十九条の七ただし書」を「第百四十二条ただし書」に改める。

第九条中「第三十九条の八」を「第百四十三条」に改める。

第十条中「第三十九条の九」を「第百四十四条」に改める。

第十一条中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に改める。

第十二条中「第三十九条の十第一項第一号」を「第百四十五条第一項第一号」に、「第三十九条の十第一項第二号」を「第百四十五条第一項第二号」に改める。

第十三条中「第三十九条の十第二項」を「第百四十五条第二項」に改める。

第十四条第一項中「第三十九条の十第二項」を「第百四十五条第二項」に改める。

第十五条中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条第一号中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改める。

第十六条の見出し及び同条中「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第十七条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改め、同条第一号中「第三十九条の十一第一項第一号」を「第百四十六条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第十八条の見出し及び同条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改める。

第十九条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改め、同条第四号中「第三十九条の十一第一項第一号」を「第百四十六条第一項第一号」に改め、同条第七号中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第二十条中「第三十九条の十二」を「第百四十七条」に改める。

第二十一条中「第三十九条の十四の二第一項」を「第百五十条第一項」に改める。

第二十二条中「第三十九条の十四の二第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条第二号中「第三十九条の十四の三第一項各号」を「第百五十一条第一項各号」に改め、同条第三号中「第三十九条の十四の四」を「第百五十二条」に、「第三十六条の十七各号」を「第百二十四条各号」に改める。

第二十五条中「第三十九条の十四の四」を「第百五十二条」に、「第三十六条の十九第一項」を「第百二十六条第一項」に改める。

第二十六条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十一」を「第百二十八条」に改める。

第二十七条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第一項中「第三十六条の二十二第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条の二十二第一項後段」を「第百二十九条第一項後段」に改め、同条第三項中「第三十六条の二十二第二項」を「第百二十九条第二項」に改める。

第二十八条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十三」を「第百三十条」に改める。

第二十八条の二中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第一項中「第三十六条の二十三の二第二項第三号」を「第百三十一条第二項第三号」に改め、同条第二項中

「第三十六条の二十三の二第二項第四号」を「第百三十一条第二項第四号」に改める。

第二十九条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十七」を「第百三十五条」に改め、同条第一項第三号中「第三十九条の五第二号」を「第百四十条第二号」に改め、同条第二項中「第三十九条の十一第一項各号」を「第百四十六条第一項各号」に改める。

第三十条第一項中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十七」を「第百三十五条」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（国内登録ガス用品検査機関に係る規定の準用）

第三十二条　第二十六条から第三十条までの規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第二十六条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十八条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十八条」と、第二十七条第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項」と、同条第二項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」と、同条第三項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九

条第二項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第二項」と、第二十八条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十条」と、第二十八条の二第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一条第二項第三号」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十一条第二項第三号」と、同条第二項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一条第二項第四号」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十一条第二項第四号」と、第二十九条及び第三十条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十五条」と読み替えるものとする。

第三十三条中「第十条」を「第十二条」に改める。

第三十六条第一項中「第五十一条の二第四項」を「第百八十六条第四項」に改め、同条第二項中「第五十一条の二第五項」を「第百八十六条第五項」に改める。

様式第一中「第39条の３第２項第１号」を「第138条第２項第１号」に、「第39条の10第１項第１号」を「第145条第１項第１号」に改める。

様式第二中「第39条の３第２項第２号」を「第138条第２項第２号」に、「第39条の10第１項第２号」を「第145条第１項第２号」に改める。

様式第三中「第39条の５」を「第140条」に改める。

様式第四中「第39条の６第２項」を「第141条第２項」に改める。

様式第八中「第39条の７」を「第142条」に改める。

様式第九中「第39条の８」を「第143条」に改める。

様式第十二中「ガス事業法第39条の14の２第１項」を「ガス事業法第150条第１項」に、「第39条の14の４」を「第152条」に、「第36条の19第２項」を「第126条第２項」に、「第39条の14の２第１項」を「第123条」に、「第39条の11第１項」を「第146条第１項」に、「第36条の19第１項」を「第126条第１項」に改める。

様式第十三中「第39条の15第２項」を「第153条第２項」に、「第39条の16第２項」を「第155条第２項」に、「第36条の21」を「第128条」に改める。

様式第十四中「第39条の15第２項」を「第153条第２項」に、「第39条の16第２項」を「第155条第２項」に、「第36条の22第１項」を「第129条第１項」に改める。

様式第十五中「第39条の15第２項」を「第153条第２項」に、「第39条の16第２項」を「第155条第２項」に、「第36条の23」を「第130条」に改める。

様式第十六中「第51条の２第４項」を「第186条第４項」に改める。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改める。

第三条の三第六号中「同条第一項第一号」を「同号」に改める。

第三条の四第二項に次の一号を加える。

四　指定の期限

第三条の七第一項中「第三条の四第一号」を「第三条の四第一項第一号」に改める。

第四条第一項第二号の表ガスに関する基礎知識の項中「第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第四条の三中「届出書」を「申請書」に改める。

第四条の七第三号中「、第四条の三」を削り、同条第四号中「、第二項」を「若しくは第二項」に改める。

第五条第一項の表法第四条第一項第一号の指定をしたとき。の項に次の一号を加える。

四　指定の期限

第五条第一項の表第三条の五の規定による届出があつたとき。の項中「とき」の下に「（代表者の氏名の変更のみの届出の場合は除く）」を加え、同項の次に次のように加える。

第三条の六第一項の規定による更新をしたとき。

一　指定の更新年月日
二　指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
三　資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地
四　指定の期限

第五条第一項の表第四条の三の規定による届出があつたとき。の項中「届出があつた」を「承認をした」に改め、「住所」の下に「並びに代表者の氏名」を加える。

第五条第一項の表第四条の七の規定により指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「住所」の下に「並びに代表者の氏名」を加える。

第六条第一号ハ中「（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号ホ中「液化石油ガス法律」を「液化石油ガス法」に、「第三項」を「第二十五条第三項」に改める。

第八条の三中「指定認定講習機関の当該指定に係る事業」を「指定認定講習事業」に改め、「認定講習受講者」と」の下に「、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第八条の四第三項」と」を加える。

第十条の二中「指定再講習機関の当該指定に係る事業」を「指定再講習事業」に、「第四条の七第二項」を「第四条の七第二号」に改める。

様式第三から様式第四の三までを次のように改める。

様式第３（第３条の６関係）

指定資格講習機関更新申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第３条の６第１項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

１．指定資格講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３の２（第８条の３関係）

指定認定講習機関更新申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第３条の６第１項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

１．指定認定講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３の３（第１０条の２関係）

指定再講習機関更新申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第３条の６第１項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

１．指定再講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第４（第３条の７関係）

指定資格講習機関事業承継届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定資格講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第３条の７第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
承継を受けた年月日	

承継した指定資格講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定資格講習機関に係る指定の期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第４の２（第８条の３関係）

指定認定講習機関事業承継届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定認定講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第３条の７第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定認定講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定認定講習機関に係る指定の	

期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第４の３（第１０条の２関係）

指定再講習機関事業承継届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定再講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第３条の７第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定再講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定再講習機関に係る指定の期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第六から様式第八の三までを次のように改める。

様式第６（第４条の２関係）

資格講習業務規程変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

資格講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第４条の２第１項の規定により届け出ます。

１．指定資格講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

４．変更の内容

従　前　の　内　容	変　更　後　の　内　容

５．変更の年月日

６．変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第６の２（第８条の３関係）

認定講習業務規程変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

認定講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法

律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第４条の２第１項の規定により届け出ます。

１．指定認定講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

４．変更の内容

従　前　の　内　容	変　更　後　の　内　容

５．変更の年月日

６．変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第６の３（第１０条の２関係）

再講習業務規程変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

再講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第４条の２第１項の規定により届け出ます。

１．指定再講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

４．変更の内容

従　前　の　内　容	変　更　後　の　内　容

５．変更の年月日

６．変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７（第４条の３関係）

指定資格講習事業廃止申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定資格講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第４条の３の規定により、次のとおり申請します。

指定資格講習機関の指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定資格講習事業を廃止する理由 （廃止予定年月日がその年度の末日以外の場合は、その理由）	

廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第７の２（第８条の３関係）

指定認定講習事業廃止申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定認定講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第４条の３の規定により、次のとおり申請します。

指定認定講習機関の指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定認定講習事業を廃止する理由 （廃止予定年月日がそ	

の年度の末日以外の場合は、その理由）	
廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第７の３（第１０条の２関係）

指定再講習事業廃止申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

指定再講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第４条の３の規定により、次のとおり申請します。

指定再講習機関の指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定再講習事業を廃止	

する理由 （廃止予定年月日がその年度の末日以外の場合は、その理由）	
廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	

（備考）

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第８（第４条の４関係）

資格講習実施計画届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

別紙のとおり資格講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第４条の４第１項の規定により届け出ます。

作成した実施計画の年度	
指定の期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８の２（第８条の３関係）

認定講習実施計画届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

別紙のとおり認定講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第４条の４第１項の規定により届け出ます。

作成した実施計画の年度	
指定の期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８の３（第１０条の２関係）

再講習実施計画届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

別紙のとおり再講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第４条の４第１項の規定により届け出ます。

作成した実施計画の年度	
指定の期限	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十から様式第十一までを次のように改める。

様式第１０（第４条の５関係）

資格講習修了者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり資格講習修了者名簿を提出します。

１．指定資格講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

整理番号	修了者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	資格講習修了年月日	有効期限	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１０の２（第８条の３関係）

認定講習修了者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり認定講習修了者名簿を提出します。

１．指定認定講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

整理番号	修了者名	生年月日	住所	修了証交付年月日	認定講習修了年月日	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１０の３（第１０条の２関係）

再講習受講者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１０条の２の規定により読み替えて準用する同規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり再講習受講者名簿を提出します。

１．指定再講習機関の名称

２．指定を受けた日及び番号

３．指定の期限

整理番号	受講者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	再講習受講年月日	有効期限	受講場所	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１１（第８条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年　　月　　日
※交付番号	

ガス消費機器設置工事監督者資格認定申請書

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

氏　名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の規定により、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第４条第１項第３号の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１．氏　　名
２．住　　所
３．生　年　月　日
４．該当する要件

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　※印の項は、記載しないこと。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十四を次のように改める。

様式第１４（第１３条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年　　月　　日
※再交付番号	

ガス消費機器設置工事監督者資格証再交付申請書

年　　月　　日

資格証を交付した者　殿

氏　名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第１３条第１項の規定により、ガス消費機器設置工事監督者資格証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１．氏　　名
２．住　　所
３．生　年　月　日
４．資格証の番号
５．理　　由

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　※印の項は、記載しないこと。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

５　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）が適用されるガス工作物については、この省令の規定を適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（ガス製造事業の届出に伴う措置）

第二十四条の二　高圧ガス保安法の規定に基づき設置された液化ガス貯蔵設備等は、ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出があったときに、この省令で定める技術上の基準に適合しているものとみなす。

第四十九条第三項第三号中「（ただし、法第二条第十三項に定めるところにより一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業に係るものを除く。）」を削る。

第五十一条第一項の表（１）中「十四月」を「一年」に、同表（２）中「十二月」を「一年」に、同表（３）中「四十月」を「四年」に改め、同条第二項の表（１）中「七十六月」を「六年」に、同表（２）中「十二月」を「一年」に、同表（３）中「四十月」を「四年」に改め、同条第三項の表（１）中「十二月」を「一

年」に、同表（2）中「十四月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項から前項までに規定する検査を、前回の検査の日から次に掲げる期間を経過した日（以下この項において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

一　第一項の表（1）若しくは（2）、第二項の表（2）又は前項の表に規定する検査　一年

二　第二項の表（1）に規定する検査　六年

三　第一項の表（3）、第二項の表（3）に規定する検査　四年

第五十二条の次に次の一条を加える。

（危険標識）

第五十二条の二　特定ガス発生設備により発生させたガスを供給するための導管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に当該導管により供給するガスの種類、当該導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

（ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正）

第五条　ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令（平成十三年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「指定試験機関」を「経済産業大臣が指定する者」に改める。

「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「指定試験機関」を「経済産業大臣が指定する者」に改める。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改め、別表第四ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第二項」を「第百三十一条第二項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改め、別表第五ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第二項」を「第百三十一条第二項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　ガス熱量変更引当金に関する省令（平成七年通商産業省令第五号）

二　ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第六十八号）

三　ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十六号）

四　ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十五号）

五　ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第百三号）

（経過措置）

第三条　平成二十九年度の供給計画に係る改正法第五条の規定による改正後のガス事業法第十九条第一項、第五十六条第一項、第八十一条第一項及び第九十三条第百四十七条第一項の規定による届出は、平成二十九年五月三十一日までに行わなければならない。

第四条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前二年以内に第百九十七条第一項第二号イ又はロ（当該ロの表の上欄（５）に掲げる消費機器に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する周知を行っていない場合における当該周知については、同号イ又はロの規定にかかわらず、施行日から起算して一年以内に行うものとする。

第五条　改正法附則第十三条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の法第三十五条の許可を受けたものとみなされる同項に規定する旧一般ガス事業者が、施行日前四十月以内に自ら実施した第二百条第一項第一号の表の上欄イ及びロに規定する調査に係る第二百一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「法第百五十九条第四項の規定により通知された」とあるのは、「自ら実施した」とする。

第六条　施行日前に発生した、第一条の規定による改正前のガス事業法施行規則第百十一条から第百十三条までに係る報告については、なお従前の例による。

第七条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第　　号。以下「整備等政令」という。）第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者についての第一条の規定による改正後のガス事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第百十九条第一項、第百二十一条第一項及び第百二十三条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあ

るのは、「その実施の日」とする。

第八条　整備等政令第三十七条第四項の規定による届出をした者についての新施行規則第六十九条及び第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。